

国立大学法人愛知教育大学職員給与規程の臨時特例に関する規程

2012年 6月27日  
規程第 45号

(目的)

第1条 この規程は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の制定及び国立大学法人に対する要請に対応するため、[国立大学法人愛知教育大学職員給与規程（2004年規程第12号。以下「職員給与規程」という。）](#)の特例を定めることを目的とする。

(職員給与規程の特例)

第2条 この規程の施行の日から2014年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、[職員給与規程第11条第1項各号](#)に掲げる本給表の適用を受ける職員（附属幼稚園に勤務する教育職員を除く。）に対する本給月額（国立大学法人愛知教育大学職員給与規程の一部を改正する規程（2006年規程第7号）附則第2項の規定による本給を含み、当該職員が[職員給与規程第22条第2項](#)の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規程により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の受ける級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減ずる。

本給表	職務の受ける級	割合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の2.77
	3級から6級まで	100分の4.77
	7级以上	100分の6.77
一般職本給表（二）	3級以下	100分の2.77
	4级以上	100分の4.77
教育職本給表（一）	2級以下	100分の2.77
	3級及び4級	100分の4.77
	5级以上	100分の6.77
教育職本給表（二）	4級以下	100分の2.77
教育職本給表（三）	4級以下	100分の2.77
医療職本給表（二）	2級以下	100分の2.77
	3級から7級	100分の4.77
	8級	100分の6.77
医療職本給表（三）	2級以下	100分の2.77
	3級から6級まで	100分の4.77
	7級	100分の6.77

2 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額を減ずる。

(1) 地域手当 当該職員（附属学校の教育職員を除く。）の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77（附属学校（附属幼稚園を除く）

く。)の教育職員は100分の2.5(副校長及び教頭にあつては、100分の7)を乗じて得た額  
(3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77(附属学校(附属幼稚園を除く。)の教育職員は100分の2.5(副校長及び教頭にあつては、100分の7)を乗じて得た額  
(4) 休職者等の給与 当該職員に支給される前項及び前各号に定める額に、[職員給与規程第19条](#)、[第19条の2](#)及び[第19条の3](#)の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、[職員給与規程第22条](#)、[第32条](#)及び[第33条](#)に規定する勤務1時間当たりの給与額は、[職員給与規程第7条](#)の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給並びにこれに対する地域手当の月額合計額を155で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。

4 特例期間においては、国立大学法人愛知教育大学職員給与規程の一部を改正する規程(2010年規程第96号)附則第2項に規定する特定職員の給与の支給に当たっては、同附則第2項の規定による本給月額及び本給月額に対する手当の月額を基礎として、第1項から第3項までの規定を適用する。

(端数計算)

第3条 この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、2012年7月1日から施行する。
- 2 第2条の規定については、国立大学法人運営費交付金の交付状況によって見直すことがある。